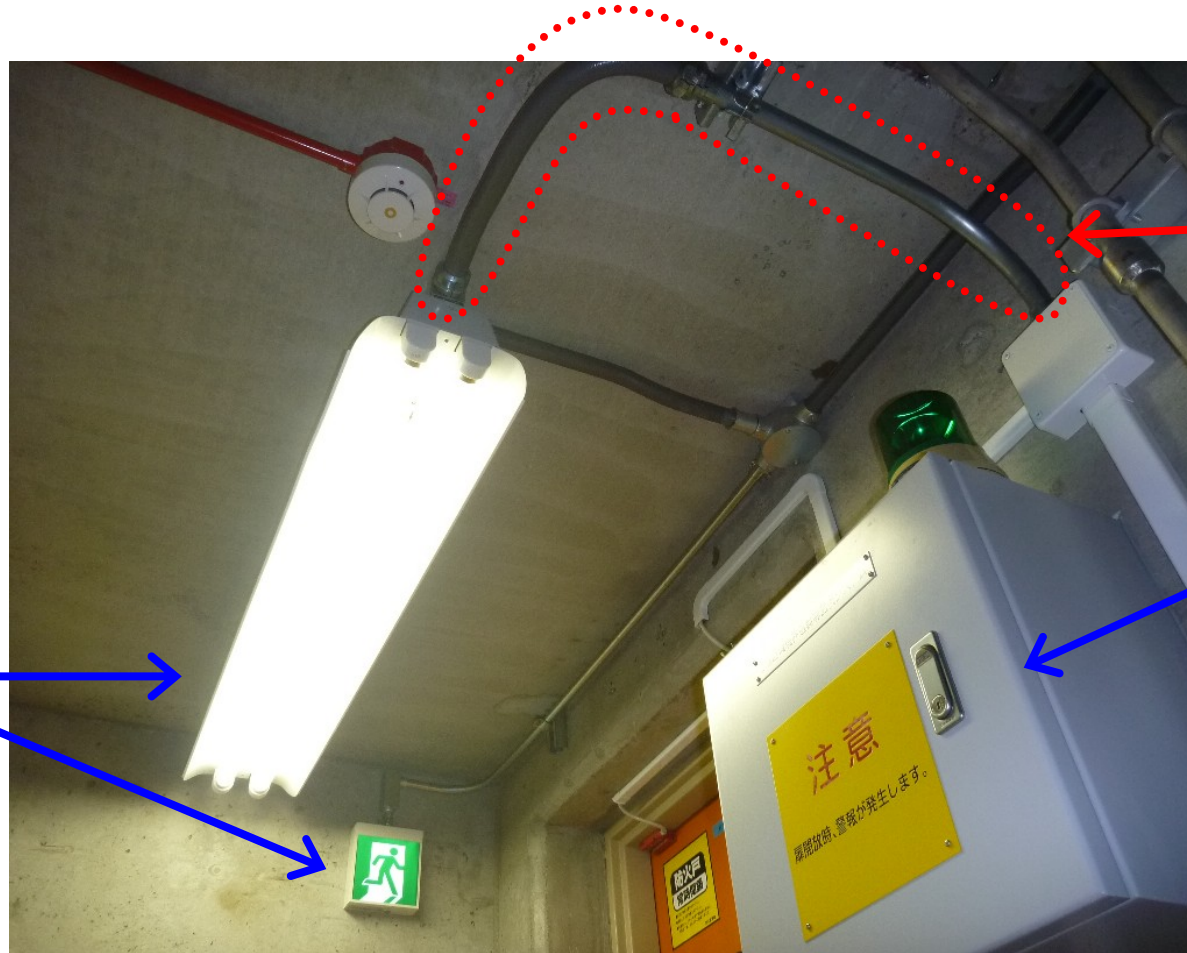


区分：Ⅲ

場所	1～7号機	
件名	階段通路誘導灯電源における回路の接続不備について	
不適合の概要	<p>当社は、当所 1 号機において消防設備法定点検*1を実施した当社関連企業より、本来、単独の電源回路で供給されるべき階段通路誘導灯電源の回路に、管理区域境界避難扉監視装置*2の電源回路が接続されている箇所が 3 箇所あるとの報告を受け、平成 24 年 11 月 6 日、当該事象を消防法施行規則（第 28 条の三）*3の要求事項を満足していないと判断いたしました。</p> <p>また、2～7号機についても管理区域境界避難扉監視装置の電源の接続状況の確認を行ったところ、同様の事例を 10 箇所確認しました。</p> <p>*1 「消防設備法定点検」 消防設備は火災が発生した際、確実に機能を発揮しなければならないことから、消防法第 17 条の 3 の 3 に基づき、定期的実施することが義務付けられている点検。</p> <p>*2 「管理区域境界避難扉監視装置」 管理区域境界の避難扉が開放された際に、現場でブザーが鳴動し、表示灯が点灯するとともに、中央制御室で扉の開閉が確認できる装置。</p> <p>*3 「消防法施行規則（第 28 条の三）」より一部抜粋 第二十八条の三 4 誘導灯の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。 九 電源は、第二十四条第三号の規定の例により設けること。 第二十四条 自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目は、次のとおりとする。 三 電源は、次に定めるところにより設けること。 イ <u>電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。</u></p>	
安全上の重要度／損傷の程度	<安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u>	<損傷の程度> <input type="checkbox"/> 法令報告要 <input checked="" type="checkbox"/> 法令報告不要 <input type="checkbox"/> 調査・検討中
対応状況	今回、接続不備が確認された 13 箇所については、管理区域境界避難扉監視装置の電源を切り離し、階段通路誘導灯電源は単独回路として確保しました。なお、本事象に至った原因については今後、調査を進め、再発防止に努めてまいります。	

階段通路誘導灯における回路の接続不備について



管理区域境界避難扉
監視装置用電源配管

管理区域境界避難扉
監視装置

階段通路誘導灯